

議案第 15 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

東京都後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、議決を求める。

平成 30 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

（提案理由）

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により規約を変更することについて協議したいので、本案を提出する。